京都コンピュータ学院における
「フリーランス法出前授業」の開催について

令和８年１１月２０日
公正取引委員会事務総局
近 畿 中 国 四 国 事 務 所

公正取引委員会は、令和６年１１月１日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下「フリーランス法」といいます。）の普及・啓発活動として、フリーランスと取引を行う事業者やフリーランス等を対象としたフリーランス法に関する説明会、当委員会の職員による講師派遣を実施しています。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、将来、フリーランスとしても活躍する機会が予想される専門学校生を対象に、フリーランス法の説明を中心とする「フリーランス法出前授業」を下記のとおり開催することとしました。

記

１　日　時　　令和８年１１月２７日（金）１３時３０分～１４時３０分

２　場　所　　京都コンピュータ学院　京都駅前校
京都市南区西九条寺ノ前町１０－５

３　講　師　　公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所職員

４　対象者　　京都コンピュータ学院　１年生

５　テーマ　　フリーランス法の概要等について

※　今回の出前授業については、学校には取材できません。

問い合わせ先　公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所
フリーランス課
電話　０６－６９４１－２２０６（直通）
ホームページ　https://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html

専門学校生向け

別　紙

フリーランス法出前授業のご案内

法律知識不要

公取職員が説明

フリーランス法とは？

フリーランスの取引上の弱い立場に着目し、フリーランスが安心して働ける環境を整備するために制定された法律です。
～令和6年11月1日施行～

フリーランス法　義務と禁止行為

① 書面等による取引条件の明示

② 報酬支払期日の設定・期日内の支払

③ 遵守事項（禁止事項）　など

フリーランス法出前授業って？

将来、フリーランスとしても活躍する機会が予想される学生の皆さんに、フリーランス法の概要やフリーランス法との関わりを分かりやすく説明する授業です。
講師は公正取引委員会職員が担当します！



公正取引委員会
マスコットキャラクター
「どっきん」



講師謝金・
旅費・教材費
全て無料！

☑フリーランスとして仕事を受けるときには、仕事の条件をきちんと示してもらえるルール（取引条件の明示義務）があることを説明します。

☑授業の中では、「え、そんなことあるの!?」と学生の皆さんが思わず反応してしまう「フリーランスあるあるトラブル」を題材に、寸劇を交えてフリーランス法を解説します。

☑フリーランスを巡る疑問にお答えします！

👉御要望に沿うよう、時期、内容、方法等について調整・検討します。
お気軽に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 フリーランス課　TEL：06-6941-2206（直通）

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission